

手当名	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価																				
特殊現場作業手当	職員	橋脚の基礎工事その他河川等におけるこれに類する工事において水面下2メートル以上の深所又は地下5メートル以上の縦坑（直径が5メートル未満のものに限る。）で行う作業	1日につき400円 （2時間未満の場合240円）																				
		土砂の崩落の危険がある溝、道、横坑又は斜坑の坑内で行う作業	1日につき500円 （2時間未満の場合300円）																				
		土砂の崩落の危険がある作業現場の作業等で傾斜20度以上の斜面又はその直下の足場の不安定な箇所で行うもの	1日につき400円 （2時間未満の場合240円）																				
		普通高圧以上の活線作業	1日につき500円 （2時間未満の場合300円）																				
		特別高圧送電線路における特殊装柱（開閉器装着柱、分岐柱、ガントリー柱等をいう。）の活線上部作業	1日につき500円 （2時間未満の場合300円）																				
		水圧鉄管の内部作業	1日につき500円 （2時間未満の場合300円）																				
		水圧鉄管充水中の水車、ケーシング又はドラフトチューブの内部作業	1日につき200円 （4時間未満の場合120円）																				
		次の範囲内で活線に接して行う作業	1日につき200円 （4時間未満の場合120円）																				
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>距離区分 活線の電圧区分</th> <th>頭上</th> <th>側面</th> <th>足下</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>メートル以内</td> <td>メートル以内</td> <td>メートル以内</td> <td>メートル以内</td> </tr> <tr> <td>3,300ボルト以上 22,000ボルト未満</td> <td>0.4</td> <td>0.8</td> <td>0.8</td> </tr> <tr> <td>22,000ボルト以上 154,000ボルト未満</td> <td>0.6</td> <td>1.0</td> <td>1.2</td> </tr> <tr> <td>154,000ボルト以上</td> <td>1.8</td> <td>2.5</td> <td>3.6</td> </tr> </tbody> </table>	距離区分 活線の電圧区分	頭上	側面	足下	メートル以内	メートル以内	メートル以内	メートル以内	3,300ボルト以上 22,000ボルト未満	0.4	0.8	0.8	22,000ボルト以上 154,000ボルト未満	0.6	1.0	1.2	154,000ボルト以上	1.8	2.5	3.6	
		距離区分 活線の電圧区分	頭上	側面	足下																		
		メートル以内	メートル以内	メートル以内	メートル以内																		
		3,300ボルト以上 22,000ボルト未満	0.4	0.8	0.8																		
		22,000ボルト以上 154,000ボルト未満	0.6	1.0	1.2																		
		154,000ボルト以上	1.8	2.5	3.6																		
		電気工作物に係る次に掲げる作業で著しく危険なもの （1）送電線路補修作業 （2）外線作業 （3）主要機器の分解補修及び据付けの作業 （4）屋外鉄構の組立て又は架線の作業	1日につき200円 （4時間未満の場合120円）																				
大規模なダム建設工事現場（当該工事現場に附帯する発電所建設工事現場を含む。）で行う作業	1日につき400円 （2時間未満の場合240円）																						
重大な災害の発生した現場等で行う水防、消防、救助等の作業	1日につき600円（2時間未満の場合360円）。この場合において、作業が日没から日の出までの間（以下「夜間」という。）に行われるときは900円（2時間未満の場合540円）																						
重大な災害の発生した現場等で行う巡回監視、避難誘導又は広報宣伝の作業	1日につき400円（2時間未満の場合240円）。この場合において、作業が夜間に行われるときは600円（2時間未満の場合360円）																						
道路における上水道の漏水調査、導管の敷設等の作業で、午後8時から翌日の午前6時までの間において行うもの又は交通が頻繁な道路若しくは混雑する道路において交通を遮断することなく行うもの	1日につき400円 （2時間未満の場合240円）																						
洪水警戒体制時において行うダム管理の作業又は大雨、雷雨、強風等の悪天候下の屋外において行う水門管理の作業	1日につき300円 （2時間未満の場合180円）																						
ダムにおいて行う12月1日から翌年の3月31日までの間の屋外又はダム本体内部における計器の点検、整備、調査及び測定の作業	1日につき300円 （2時間未満の場合180円）																						
ダム湖において行う流木等の除去のための船上作業	1日につき400円 （2時間未満の場合240円）																						
発電機の運転に伴い発生する騒音が90デシベル以上である当該発電機の周辺において行う当該運転中の発電機の主軸の点検その他の作業	1日につき500円 （2時間未満の場合300円）																						

手当名	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
手 取 水 口 危 険 作 業 手 当	職 員	発電管理事務所、上田水道管理事務所又は水道用水管理事務所の導水管内で行う作業	1日につき500円 (2時間未満の場合300円)
		発電管理事務所、上田水道管理事務所又は水道用水管理事務所の取水門において行うごみ除去の作業	1日につき500円 (2時間未満の場合300円)
		送水管、導水管等の敷設作業で有毒ガスの充満又は酸素の欠乏するおそれのある管路の内部において行うもの	1日につき500円 (2時間未満の場合300円)
有害ガスの発生を伴う実験等の作業又は有毒ガスの漏れるおそれの著しい危険な機器の取扱作業若しくは作業中有毒ガスの漏れた場合において行う必要な緊急処置で著しく危険な作業		1日につき300円 (4時間未満の場合180円)	
用地交渉手当		用地の取得又は用地の取得に伴う物件若しくは権利の補償に関し、現地において次に掲げる者以外の権利者とする交渉 (1) 国、地方公共団体、公庫の予算及び決算に関する法律(昭和26年法律第99号)第1条に規定する公庫、特別の法律により設立された法人のうち国家公務員退職手当法施行令(昭和28年政令第215号)第9条の2に規定するものその他これらに準ずるもの (2) 土地、物件又はこれらに関する権利の譲渡を申し出たもの	1日につき700円(2時間未満の場合560円)。この場合において、交渉が午後7時以後に及ぶときは1,100円(2時間未満の場合960円)
手 浄 水 検 査 手 当		上田水道管理事務所又は水道用水管理事務所に勤務し、浄水の最終検査に従事することを常例とする職員が行う当該検査	1日につき400円 (2時間未満の場合240円)

#### オ 時間外勤務手当

支給実績(23年度決算)	千円
電気事業	26,334
水道事業	27,730
職員1人当たり平均支給年額(23年度決算)	千円
電気事業	506
水道事業	455
支給実績(22年度決算)	千円
電気事業	12,710
水道事業	21,368
職員1人当たり平均支給年額(22年度決算)	千円
電気事業	254
水道事業	345

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含みます。

カ その他の手当（平成 23 年 4 月 1 日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (23 年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (23年度決算)																	
扶養手当	扶養親族のある職員に対し支給。	同じ	—	千円	円																	
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>手当の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>配偶者</td> <td>13,000円</td> </tr> <tr> <td>子、孫、父母、祖父母、弟妹、重度心身障害者</td> <td>1人につき6,500円（職員に配偶者がいない場合はそのうち1人については11,000円）。 なお、扶養親族である子のうち、満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子については、当該子の扶養手当の月額に5,000円を加算した額を当該子の扶養手当の月額とする。</td> </tr> </tbody> </table>			区分	手当の額	配偶者	13,000円	子、孫、父母、祖父母、弟妹、重度心身障害者	1人につき6,500円（職員に配偶者がいない場合はそのうち1人については11,000円）。 なお、扶養親族である子のうち、満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子については、当該子の扶養手当の月額に5,000円を加算した額を当該子の扶養手当の月額とする。	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>電気事業</td> <td>11,222</td> <td>電気事業</td> <td>267,190</td> </tr> <tr> <td>水道事業</td> <td>8,958</td> <td>水道事業</td> <td>242,108</td> </tr> </tbody> </table>	電気事業	11,222	電気事業	267,190	水道事業	8,958	水道事業	242,108				
	区分			手当の額																		
配偶者	13,000円																					
子、孫、父母、祖父母、弟妹、重度心身障害者	1人につき6,500円（職員に配偶者がいない場合はそのうち1人については11,000円）。 なお、扶養親族である子のうち、満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子については、当該子の扶養手当の月額に5,000円を加算した額を当該子の扶養手当の月額とする。																					
電気事業	11,222	電気事業	267,190																			
水道事業	8,958	水道事業	242,108																			
住居手当	住宅を借り受け月額10,500円を超える家賃を支払っている職員又は自宅に居住する職員に対し支給。	同じ	—	千円	円																	
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>手当の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>借家等</td> <td>[家賃月23,000円以下] 支給額＝家賃相当額－10,500円  [家賃月23,000円超] 支給額＝12,500円＋（家賃相当額－23,000円）×1/2  （最高支給限度額：27,000円）</td> </tr> <tr> <td>別居する配偶者のための借家等</td> <td>上記の2分の1の額</td> </tr> <tr> <td>自宅居住者</td> <td>廃止（経過措置3,000円）</td> </tr> <tr> <td>別居する配偶者のための自宅</td> <td>廃止（経過措置1,500円）</td> </tr> </tbody> </table>			区分	手当の額	借家等	[家賃月23,000円以下] 支給額＝家賃相当額－10,500円  [家賃月23,000円超] 支給額＝12,500円＋（家賃相当額－23,000円）×1/2  （最高支給限度額：27,000円）	別居する配偶者のための借家等	上記の2分の1の額	自宅居住者	廃止（経過措置3,000円）	別居する配偶者のための自宅	廃止（経過措置1,500円）	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>電気事業</td> <td>3,346</td> <td>電気事業</td> <td>92,944</td> </tr> <tr> <td>水道事業</td> <td>1,926</td> <td>水道事業</td> <td>60,188</td> </tr> </tbody> </table>	電気事業	3,346	電気事業	92,944	水道事業	1,926	水道事業	60,188
	区分			手当の額																		
	借家等			[家賃月23,000円以下] 支給額＝家賃相当額－10,500円  [家賃月23,000円超] 支給額＝12,500円＋（家賃相当額－23,000円）×1/2  （最高支給限度額：27,000円）																		
	別居する配偶者のための借家等			上記の2分の1の額																		
自宅居住者	廃止（経過措置3,000円）																					
別居する配偶者のための自宅	廃止（経過措置1,500円）																					
電気事業	3,346	電気事業	92,944																			
水道事業	1,926	水道事業	60,188																			

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (23年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (23年度決算)	
通勤手当	通勤のため電車・バスなどの交通機関又は自動車などの交通用具を使用する職員に対し支給。	同じ	—	千円 電気事業 5,978 水道事業 8,628	円 電気事業 139,013 水道事業 154,078	
	区分					手当の額
	交通機関利用者					6か月定期券等の価額により一括支給。 支給限度額：1か月当たりの運賃等相当額が55,000円まで
	交通用具使用者					使用距離に応じて2,440円～37,920円（自動車・バイク・自転車とも同額）。
	特急列車、高速道の加算		通勤のため特急列車、高速道等を利用することが必要である職員のうち一定の要件を満たすものについて、特急料金等の1/2の額を上記の手当額に加算して支給。（加算限度額30,000円）			
単身赴任手当	異動に伴う住居の移転により、同居していた配偶者と別居する職員に対し支給。基本額は23,000円とし、職員の住居と配偶者の住居との距離に応じ6,000円～12,000円を加算。	同じ	—	千円 電気事業 2,009 水道事業 276	円 電気事業 334,833 水道事業 276,000	
宿日直手当	正規の勤務時間外又は休日において、宿日直勤務をした職員に対し支給。	同じ	—	千円 電気事業 8 水道事業 42	円 電気事業 4,200 水道事業 4,200	
	区分					手当の額 (勤務1回につき)
	一般の宿日直					4,200円
管理職員特別勤務手当	公務の運営の必要により週休日又は休日に勤務した管理職手当の支給を受ける管理・監督の地位にある職員に対し支給。勤務1回につき12,000円以内（勤務が6時間を超える場合には18,000円以内）の額とする。	同じ	—	千円 電気事業 — 水道事業 —	円 電気事業 — 水道事業 —	

手当名	内容及び支給単価	一般行政職 の制度との 異同	一般行政職の 制度と異なる 内容	支給実績 (23年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (23年度決算)										
管理職手当	<p>管理・監督の地位にある職員のうち、管理者が指定するものに対して、その職務・職責に応じた額を支給。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>職</th> <th>支給額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>部長級</td> <td>94,800円～130,700円</td> </tr> <tr> <td>課長級</td> <td>59,000円～80,700円</td> </tr> </tbody> </table>	職	支給額	部長級	94,800円～130,700円	課長級	59,000円～80,700円	同じ	—	千円 電気事業 6,061 水道事業 5,912	円 電気事業 1,010,120 水道事業 985,334				
職	支給額														
部長級	94,800円～130,700円														
課長級	59,000円～80,700円														
寒冷地手当	<p>条例で定める寒冷地に勤務する職員に対し、冬季間における寒冷、積雪による暖房費等の増嵩分を補填する趣旨で、11月から3月までの期間、条例で定めた額を職員の世帯等の区分に応じて支給。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">世帯等の区分</th> <th colspan="2">世帯主である職員</th> <th rowspan="2">その他の職員</th> </tr> <tr> <th>扶養親族のある職員</th> <th>その他の世帯主である職員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>月額</td> <td>17,800円</td> <td>10,200円</td> <td>7,360円</td> </tr> </tbody> </table>	世帯等の区分	世帯主である職員		その他の職員	扶養親族のある職員	その他の世帯主である職員	月額	17,800円	10,200円	7,360円	同じ	—	千円 電気事業 4,205 水道事業 4,210	円 電気事業 80,783 水道事業 69,013
世帯等の区分	世帯主である職員		その他の職員												
	扶養親族のある職員	その他の世帯主である職員													
月額	17,800円	10,200円	7,360円												
手 特 当 地 勤 務	<p>生活の著しく不便な山間地に所在する現地機関等として管理者が指定するものに勤務する職員に対して、給料月額に1/100の支給割合を乗じて得た額を支給。</p>	同じ	—	千円 電気事業 184	円 電気事業 46,017										
夜勤手当	<p>正規の勤務時間として、午後10時から翌朝の午前5時までの間に勤務する職員に対して、勤務1時間当たりの額に25/100を乗じて得た額を勤務した時間数に応じて支給。</p>	同じ	—	千円 水道事業 1,812	円 水道事業 258,841										

## 8 職員の競争試験及び選考の状況

### (1) 採用試験の日程（平成23年度）

試験の名称	試験区分	受験資格 (生年月日等)	第1次試験 日・試験地	第2次試験 日・試験地	合格者 決定日
長野県職員採用上級試験 (大学卒業程度)	行政	次の①又は②を満たす人で③及び④を満たす人。①昭和51年4月2日から平成2年4月1日までに生まれた人 ②平成2年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法による大学（短期大学を除く。）を卒業した人又は平成24年3月までに卒業見込みの人 ③日本国籍を有する人 ④地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない人	6月26日 長野市 松本市	第1回：7月16日・17日 第2回：7月26日～8月5日 第3回：8月17日～26日 長野市	9月1日
	社会福祉	次の①又は②を満たす人で③及び④並びに⑤を満たす人。①昭和51年4月2日から平成2年4月1日までに生まれた人 ②平成2年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法による大学（短期大学を除く。）を卒業した人又は平成24年3月までに卒業見込みの人 ③日本国籍を有する人 ④地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない人 ⑤社会福祉法第19条に定める社会福祉主事の任用資格を有する人（平成24年3月31日までに当該資格を取得する見込みの人を含む。）			
	電気	次の①又は②を満たす人で③及び④を満たす人。①昭和51年4月2日から平成2年4月1日までに生まれた人 ②平成2年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法による大学（短期大学を除く。）を卒業した人又は平成24年3月までに卒業見込みの人 ③日本国籍を有する人 ④地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない人			
	機械	次の①又は②を満たす人で③及び④を満たす人。①昭和51年4月2日から平成2年4月1日までに生まれた人 ②平成2年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法による大学（短期大学を除く。）を卒業した人又は平成24年3月までに卒業見込みの人 ③日本国籍を有する人 ④地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない人			

試験の名称	試験区分	受験資格 (生年月日等)	第1次試験 日・試験地	第2次試験 日・試験地	合格者 決定日
長野県職員採用上級試験 (大学卒業程度)	化学	次の①又は②を満たす人で③及び④を満たす人。①昭和51年4月2日から平成2年4月1日までに生まれた人 ②平成2年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法による大学(短期大学を除く。)を卒業した人又は平成24年3月までに卒業見込みの人 ③日本国籍を有する人 ④地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない人	6月26日 長野市 松本市	第1回：7月16日・17日 第2回：7月26日～8月5日 第3回：8月17日～26日 長野市	9月1日
	農業	次の①又は②を満たす人で③及び④を満たす人。①昭和51年4月2日から平成2年4月1日までに生まれた人 ②平成2年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法による大学(短期大学を除く。)を卒業した人又は平成24年3月までに卒業見込みの人 ③日本国籍を有する人 ④地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない人			
	水産	次の①又は②を満たす人で③及び④を満たす人。①昭和51年4月2日から平成2年4月1日までに生まれた人 ②平成2年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法による大学(短期大学を除く。)を卒業した人又は平成24年3月までに卒業見込みの人 ③日本国籍を有する人 ④地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない人			
	総合 土木	次の①又は②を満たす人で③及び④を満たす人。①昭和51年4月2日から平成2年4月1日までに生まれた人 ②平成2年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法による大学(短期大学を除く。)を卒業した人又は平成24年3月までに卒業見込みの人 ③日本国籍を有する人 ④地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない人			
	建築	次の①又は②を満たす人で③及び④を満たす人。①昭和51年4月2日から平成2年4月1日までに生まれた人 ②平成2年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法による大学(短期大学を除く。)を卒業した人又は平成24年3月までに卒業見込みの人 ③日本国籍を有する人 ④地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない人			

試験の名称	試験区分	受験資格 (生年月日等)	第1次試験 日・試験地	第2次試験 日・試験地	合格者 決定日
長野県職員採用上級試験 (大学卒業程度)	林業	次の①又は②を満たす人で③及び④を満たす人。①昭和51年4月2日から平成2年4月1日までに生まれた人 ②平成2年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法による大学(短期大学を除く。)を卒業した人又は平成24年3月までに卒業見込みの人 ③日本国籍を有する人 ④地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない人	6月26日 長野市 松本市	第1回：7月16日・17日 第2回：7月26日～8月5日 第3回：8月17日～26日 長野市	9月1日
	薬剤師	次の①又は②を満たす人で③及び④並びに⑤を満たす人。①昭和51年4月2日から昭和63年4月1日までに生まれた人 ②昭和63年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法による大学(短期大学を除く。)を卒業した人又は平成24年3月までに卒業見込みの人 ③日本国籍を有する人 ④地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない人 ⑤薬剤師の免許を有する人(平成24年の春までに行われる国家試験により、当該免許を取得する見込みの人を含む。)			
	保健師	次の①又は②を満たす人で③及び④並びに⑤を満たす人。①昭和51年4月2日から平成3年4月1日までに生まれた人 ②平成2年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法による大学(短期大学を除く。)を卒業した人又は平成24年3月までに卒業見込みの人 ③日本国籍を有する人 ④地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない人 ⑤保健師の免許を有する人(平成24年の春までに行われる国家試験により、当該免許を取得する見込みの人を含む。)			
	管理栄養士	次の①又は②を満たす人で③及び④並びに⑤を満たす人。①昭和51年4月2日から平成2年4月1日までに生まれた人 ②平成2年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法による大学(短期大学を除く。)を卒業した人又は平成24年3月までに卒業見込みの人 ③日本国籍を有する人 ④地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない人 ⑤管理栄養士の免許を有する人(平成24年の春までに行われる国家試験により、当該免許を取得する見込みの人を含む。)			



試験の名称	試験区分	受験資格 (生年月日等)	第1次試験 日・試験地	第2次試験 日・試験地	合格者 決定日
長野県職員採用中級試験 (短大卒業程度)	臨床検査技師	次のすべてを満たす人 ①和51年4月2日から平成4年4月1日までに生まれた人 ②臨床検査技師の免許を有する人(平成24年の春までに行われる国家試験により、当該免許を取得する見込みの人を含む。) ③日本国籍を有する人 ④地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない人	9月25日 長野市 松本市	第1回：10月16日 第2回：10月24日～28日	11月15日
長野県職員採用初級試験 (高校卒業程度)	行政	次のすべてを満たす人 ①平成2年4月2日から平成6年4月1日までに生まれた者 ②日本国籍を有する人 ③地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない人	9月25日 長野市 松本市	第1回：10月16日 第2回：10月24日～28日	11月15日
	農業	次のすべてを満たす人 ①平成2年4月2日から平成6年4月1日までに生まれた者 ②日本国籍を有する人 ③地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない人			
	総合 土木	次のすべてを満たす人 ①平成2年4月2日から平成6年4月1日までに生まれた者 ②日本国籍を有する人 ③地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない人			
	林業	次のすべてを満たす人 ①平成2年4月2日から平成6年4月1日までに生まれた者 ②日本国籍を有する人 ③地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない人			

試験の名称	試験区分	受験資格 (生年月日等)	第1次試験 日・試験地	第2次試験 日・試験地	合格者 決定日
長野県警察職員採用上級試験 (大学卒業程度)	行政	次の①又は②を満たす人で③及び④を満たす人。①昭和51年4月2日から平成2年4月1日までに生まれた人 ②平成2年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法による大学(短期大学を除く。)を卒業した人又は平成24年3月までに卒業見込みの人 ③日本国籍を有する人 ④地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない人	6月26日 長野市 松本市	第1回：7月17日 第2回：7月25日 長野市	8月19日
長野県警察職員採用初級試験 (高校卒業程度)	行政	次のすべてを満たす人 ①平成2年4月2日から平成6年4月1日までに生まれた者 ②日本国籍を有する人 ③地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない人	9月25日 長野市 松本市	第1回：10月16日 第2回：10月28日	11月15日
長野県警察官採用試験 (A・平成23年10月採用)	男性	次のすべてを満たす人 ①昭和56年4月2日以降に生まれた男性で、学校教育法による大学(短期大学を除く。)を卒業した人又は平成23年9月までに卒業見込みの人 ②日本国籍を有する人 ③地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない人	5月8日 長野市 松本市	6月9日～16日 長野市	7月4日
	女性	次のすべてを満たす人 ①昭和56年4月2日以降に生まれた女性で、学校教育法による大学(短期大学を除く。)を卒業した人又は平成23年9月までに卒業見込みの人 ②日本国籍を有する人 ③地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない人			

試験の名称	試験区分	受験資格 (生年月日等)	第1次試験 日・試験地	第2次試験 日・試験地	合格者 決定日
長野県警察官採用試験 (A・平成24年4月採用第1回)	男性	次のすべてを満たす人 ①昭和56年4月2日以降に生まれた男性で、学校教育法による大学(短期大学を除く。)を卒業した人又は平成24年3月までに卒業見込みの人 ②日本国籍を有する人 ③地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない人	5月8日 長野市 松本市	6月9日～16日 長野市	7月4日
	女性	次のすべてを満たす人 ①昭和56年4月2日以降に生まれた女性で、学校教育法による大学(短期大学を除く。)を卒業した人又は平成24年3月までに卒業見込みの人 ②日本国籍を有する人 ③地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない人			
長野県警察官採用試験 (A・平成24年4月採用第2回)	男性	次のすべてを満たす人 ①昭和56年4月2日以降に生まれた男性で、学校教育法による大学(短期大学を除く。)を卒業した人又は平成24年3月までに卒業見込みの人 ②日本国籍を有する人 ③地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない人	7月10日 長野市 松本市	8月30日～9月2日 長野市	9月26日
	女性	次のすべてを満たす人 ①昭和56年4月2日以降に生まれた女性で、学校教育法による大学(短期大学を除く。)を卒業した人又は平成24年3月までに卒業見込みの人 ②日本国籍を有する人 ③地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない人			

試験の名称	試験区分	受験資格 (生年月日等)	第1次試験 日・試験地	第2次試験 日・試験地	合格者 決定日
長野県警察官採用試験（B）	男性	次のすべてを満たす人 ①昭和56年4月2日から平成6年4月1日までに生まれた男性。ただし、学校教育法による大学（短期大学を除く。）を卒業した人又は平成24年3月までに卒業見込みの人を除く。 ②日本国籍を有する人 ③地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない人	9月18日 長野市 松本市	10月18日～21日 長野市	11月15日
	女性	次のすべてを満たす人 ①昭和56年4月2日から平成6年4月1日までに生まれた女性。ただし、学校教育法による大学（短期大学を除く。）を卒業した人又は平成24年3月までに卒業見込みの人を除く。 ②日本国籍を有する人 ③地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない人			
長野県市町村立小中学校 栄養職員採用試験	学校 栄養	次のすべてを満たす人 ①昭和51年4月2日から平成4年4月1日までに生まれた人 ②栄養士の免許を有する人又は平成24年3月31日までに取得見込みの人 ③地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない人	9月25日 長野市 松本市	第1回：10月16日 第2回：10月24日～28日	11月15日
長野県市町村立小中学校 事務職員採用試験	小中 事務	次のすべてを満たす人 ①昭和51年4月2日から平成6年4月1日までに生まれた人 ②日本国籍を有する人 ③地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない人	9月25日 長野市 松本市	第1回：10月16日 第2回：10月24日～28日	11月15日

(2) 採用試験の実施状況（平成23年度）

試験の名称	試験区分	採用 予定人員 (人)	申込者数 (人)	1次試験 受験者数 (人) A	1次試験 合格者数 (人)	2次試験 受験者数 (人)	最終 合格者数 (人) B	競争倍率 (%) A/B
長野県職員採用上級試験 (大学卒業程度)	行政	100名 程度	953	709	203	186	107	6.6
	社会 福祉	5名 程度	48	41	12	11	5	8.2
	電気	5名 程度	37	26	8	6	4	6.5
	機械	5名 程度	22	18	9	7	4	4.5
	化学	5名 程度	61	45	12	12	6	7.5
	農業	15名 程度	90	66	23	22	15	4.4
	水産	若干名	16	13	2	2	1	13.0
	総合 土木	20名 程度	77	54	23	20	18	3.0
	建築	5名 程度	26	18	8	8	6	3.0
	林業	5名 程度	43	28	10	8	5	5.6
	薬剤師	若干名	13	12	6	6	3	4.0
	保健師	若干名	22	20	6	5	2	10.0
管理 栄養士	若干名	52	47	5	5	2	23.5	
長野県職員採用中級試験 (短大卒業程度)	臨床 検査技 師	若干名	16	14	5	5	3	4.7

試験の名称	試験区分	採用 予定人員 (人)	申込者数 (人)	1次試験 受験者数 (人) A	1次試験 合格者数 (人)	2次試験 受験者数 (人)	最終 合格者数 (人) B	競争倍率 (%) A/B
長野県職員採用初級試験 (高校卒業程度)	行政	10名 程度	193	166	31	28	14	11.9
	農業	若干名	13	13	4	4	2	6.5
	総合 土木	5名 程度	14	14	7	6	4	3.5
	林業	若干名	6	5	3	3	2	2.5
長野県警察職員採用上級試験 (大学卒業程度)	行政	6名 程度	141	109	25	22	5	21.8
長野県警察職員採用初級試験 (高校卒業程度)	行政	若干名	96	79	11	11	3	26.3
長野県警察官採用試験 (A・23年10月採用)	男性	20名 程度	161	133	115	106	23	5.8
	女性	5名 程度	21	16	14	12	3	5.3
長野県警察官採用試験 (A・24年4月採用第1回)	男性	70名 程度	541	444	288	244	77	5.8
	女性	15名 程度	139	111	62	54	26	4.3
長野県警察官採用試験 (A・24年4月採用第2回)	男性	20名 程度	590	399	101	79	28	14.3
	女性	5名 程度	146	95	28	23	10	9.5
長野県警察官採用試験 (B)	男性	30名 程度	343	280	163	155	40	7.0
	女性	5名 程度	89	67	22	21	10	6.7
長野県市町村立小中学校 栄養職員採用試験	学校 栄養	5名 程度	94	81	13	13	5	16.2
長野県市町村立小中学校 事務職員採用試験	小中 事務	10名 程度	647	489	26	26	11	44.5

(3) 採用選考の実施状況（平成23年度）

① 民間企業等職務経験者を対象とした選考考査

職 種	採用 予定者数 (人)	申込者数 (人)	受験者数 (人) A	合格者数 (人) B	競争倍率 (%) A/B
行政	若干名	242	207	13	15.9
社会福祉	若干名	15	10	1	10.0
電 気	若干名	7	6	1	6.0
機 械	若干名	5	5	1	5.0
化 学	若干名	13	11	1	11.0
農 業	若干名	3	2	1	2.0
総合土木	若干名	28	25	5	5.0
建 築	若干名	8	6	1	6.0
林 業	若干名	3	2	1	2.0
薬 剤 師	若干名	2	1	0	-
保 健 師	若干名	1	1	0	-
管理栄養士	若干名	9	7	0	-

② 身体障害者を対象とする選考考査

職 種	勤務予定地	採用 予定者数 (人)	申込者数 (人)	受験者数 (人) A	合格者数 (人) B	競争倍率 (%) A/B
県職員	中南信地域の地方事務所などの現地機関	若干名	10	10	1	10.0
警察職員	警察本部・県内の警察署など	若干名	10	10	1	10.0
小中学校事務職員	東北信地域の小中学校	若干名	10	9	1	9.0

③ 技能労務職員採用選考考査 未実施

④ 技能労務に従事する職員をもって充てる一般事務職員等採用選考考査

職種	受験者数 (人) A	合格者数 (人) B	合格率 (%) A/B
県職員（一般事務・技術職員）	41	31	1.3

⑤ 県職員（ヘリコプター整備士）採用選考考査

職種	受験者数 (人) A	合格者数 (人) B	合格率 (%) A/B
ヘリコプター整備士	5	1	5.0

9 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状況（平成23年）

**第1 職員の給与**

1 本年の給与の改定

(1) 職員給与と民間給与の比較

ア 月例給

職員と民間（企業規模 50 人以上）従業員の本年 4 月分給与を調査し、主な給与決定要素である役職、年齢、学歴を同じくする者同士を比較した結果は、下表のとおり

民間従業員の給与 (A)	職員の給与 (B)	較 差 (C)=(A)-(B) (C/B×100)
392,593 円	392,320 円	273 円 (0.07%)

イ 特別給

民間において、昨年 8 月から本年 7 月までの 1 年間に支払われたボーナスと、本年の職員の期末・勤勉手当の年間支給月数を比較した結果は、下表のとおり

民間支給月数 (A)	職員支給月数 (B)	較 差 (A)-(B)
3.94 月分	3.80 月分	0.14 月分

(2) 給与改定の内容

ア 給料表

職員の給与と民間従業員の給与がほぼ均衡しているため、改定見送り

イ 期末・勤勉手当

民間の支給状況を考慮し、年間支給月数を引上げ（3.80 月分→3.95 月分）

（一般の職員の場合の支給月数）

	期末手当	勤勉手当	合計	(参考) 国
現 行	2.50 月	1.30 月	3.80 月	3.95 月
改定後	2.60 月	1.35 月	3.95 月	3.95 月

ウ 実施時期

平成 23 年 12 月 1 日

2 給与構造改革における経過措置額に係る課題

人事院が勧告した給与構造改革における経過措置額の廃止については、国や他の都道府県の動向を注視しながら引き続き検討



## 第2 人事管理に関する課題

### 高齢期の雇用問題

- ・ 人事院は、定年を段階的に65歳に引き上げることが適当との意見の申出を行い、併せて、60歳超の職員の年間給与を60歳前の70%水準に設定することや、役職定年制の導入、能力・実績に基づく人事管理の徹底等により組織活力を維持する方策等を提示
- ・ 地方公務員の定年については、国家公務員の定年を基準として定めることとされているため、国家公務員の検討の動向を注視しながら、定年延長や人事管理制度の見直しについて早急に検討を進めていくことが必要

10 勤務条件に関する措置の要求の状況（平成23年度）

区分	平成22年度末 (23.3.31) 係属件数	平成23年度						平成23年度末 (24.3.31) 係属件数
		新規 請求 件数	処理件数					
			判定			却下	取下げ	
			全部 容認	一部 容認	全部 否認			
給与	0	0	0	0	0	0	0	0
旅費	0	0	0	0	0	0	0	0
勤務時間	0	0	0	0	0	0	0	0
休暇	0	0	0	0	0	0	0	0
執務環境	0	0	0	0	0	0	0	0
厚生福利	0	0	0	0	0	0	0	0
転任	0	0	0	0	0	0	0	0
任用	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0	0	0	0
計	0	0	0	0	0	0	0	0

11 不利益処分に関する不服申立ての状況（平成23年度）

区分	平成22年度末 (23.3.31) 係属件数	平成23年度						平成23年度末 (24.3.31) 係属件数	
		新規 請求 件数	処理件数						
			判定			却下	取下げ		
			処分 承認	処分 修正	処分 取消				
分限 処分	免職	2	0	0	0	0	1	0	1
	休職	0	0	0	0	0	0	0	0
	降任	1	0	0	0	0	0	0	1
懲戒 処分	免職	1	0	0	0	0	0	0	1
	停職	0	0	0	0	0	0	0	0
	減給	0	0	0	0	0	0	0	0
	戒告	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	4	0	0	0	0	1	0	3	